

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）の規定に基づいて告示します。

令和3年7月26日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階
札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課（電話 011-211-2947）

2 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

札幌市子どもの生活実態調査アンケート業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）までとする。

(4) 履行場所

札幌市子ども未来局子ども育成部子どものくらし支援担当課が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が役務（一般サービス業）の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」の登録を有する者であること。

(3) アンケートの調査・集計業務の履行実績があり、役務の提供が十分に可能な者であること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 入札書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく、参加停止の措置を受けていないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 号第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4 入札説明書を交付する場所

上記 1 の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページから入手可能とする。

(<https://cms.exn.city.sapporo.jp/cms8341/kodomo-mirai/nyuusatsu/2021kodomochousa.html>)

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

上記 1 の場所に持参又は送付により提出すること。

(2) 入札書の提出期限

令和 3 年 8 月 24 日（火）17 時 00 分（送付の場合は必着のこと）

(3) 開札の日時及び場所

令和 3 年 8 月 25 日（水）9 時 30 分

札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階

札幌市子ども未来局 大会議室

6 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の契約保証金を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者として、落札を保留のうえ、下記イの審査を行い、その結果入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有するものであるかを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

ウ 入札参加資格を有しなかったものの取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格を持って入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。